

「暑いですね」という挨拶が口癖になった夏だった。一週間ほどの夏休みをとって、高校野球を見ながら、暑さしのぎをした。初出場校、数十年ぶりの出場校、常連と言っても良いほどおなじみの高校など、多彩な顔ぶれで、なかなか面白かった。高校野球観戦のたびに感じるのが、強いという評判の高校に限って、見るからに小細工と思われる動きをする選手がいることだ。そんなことをしなくても思いながら、観戦するのも楽しみなのだが……。

裁判所にも夏休みがある。夏期休廷と称して、二週間程度法廷を開かない期間が設けられている。ただ、これは、裁判所が一斉に休むわけではなく、民事一部とか二部という具体的な訴訟を担当している裁判体ごとに交代で休廷するので、弁護士としては、必ずしもそれに合わせて休むことができることにはならない。また、裁判官も休廷期間がそのまま休みとなるわけではないようで、宿題を抱えてということも珍しくないようだ。そのことを見越して、複雑あるいは困難な訴訟の場合は、休みの期間中にじっくり検討してほしいとの期待を

新・弁護士月記 19



夏の出来事

橋本 勇

込めて、(裁判所から指示された締め切りよりも早く)夏期休廷に入る直前に詳細な書面を提出することもある。

ところで、この夏休みの期間中に、破産管財人の用務で一日だけ銀行に出かけた。仕事は、破産者が所有しているマンションを任意売却したので、その契約の実行のためである。破産事件であるということは、

そのマンションには複数の抵当権が設定されており、それだけで売却価格を大きく上回っていること(これをオーバーローンという)を意味するし、今回はそれに加えて、市民税などの滞納を理由とする差押えがなされていた。かつての東京地裁においては、オーバ

ーローンだという理由だけで、破産財団(破産手続きにおいて債権者に弁済する原資などとなる財産)から放棄することが認められていたのであるが、近時は、ともかく任意売却をして、少しでも財団に組み入れをすべきである(抵当権者だけに弁済するのではなく、他の債権者にも配当できるようにすべきである)との考え方がとら

れているようで、まずは任意売却の努力をすることが求められる。抵当権者間の優先順位が登記の順番であることは周知のことであるが、抵当権と租税などの滞納差押えとの順番も法定されており、極めておおよっぱに言えば、先に登記した方が優先することになっている。オーバーローンでも破産財団に組み入れをするということは、全部または一部の債権者が自分に弁済されるべき金額の一部を他の債権者のために提供するということであるから、その同意を得ることは簡単ではない。この同意が成立しなければ、抵当権の実行または差押えによる競売ということになり、その場合の売却価格は、任意売却による場合のそれよりもかなり低額になるというのが、唯一の説得材料である。

この時に困るのが、政府系の金融機関と租税などの債権者である。優先順位などには関係なく、自分に十分な弁済がなされないのであれば、競売によって配当がゼロになってもいいから、任意売却に同意できないという主張をすることが多い。このような主張をするのは、抵当権または差押えを解除するという意思決定をしたことの責任を回避したいというだけのように思われるが、「そんなことでいいのか」と言いたい気持ちを抑えて、ひたすらお願いすることになる。

(弁護士)